

兵庫県養父市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年9月1日現在における兵庫県養父市の行政区域であり、概ねの面積は42,291ヘクタールである。

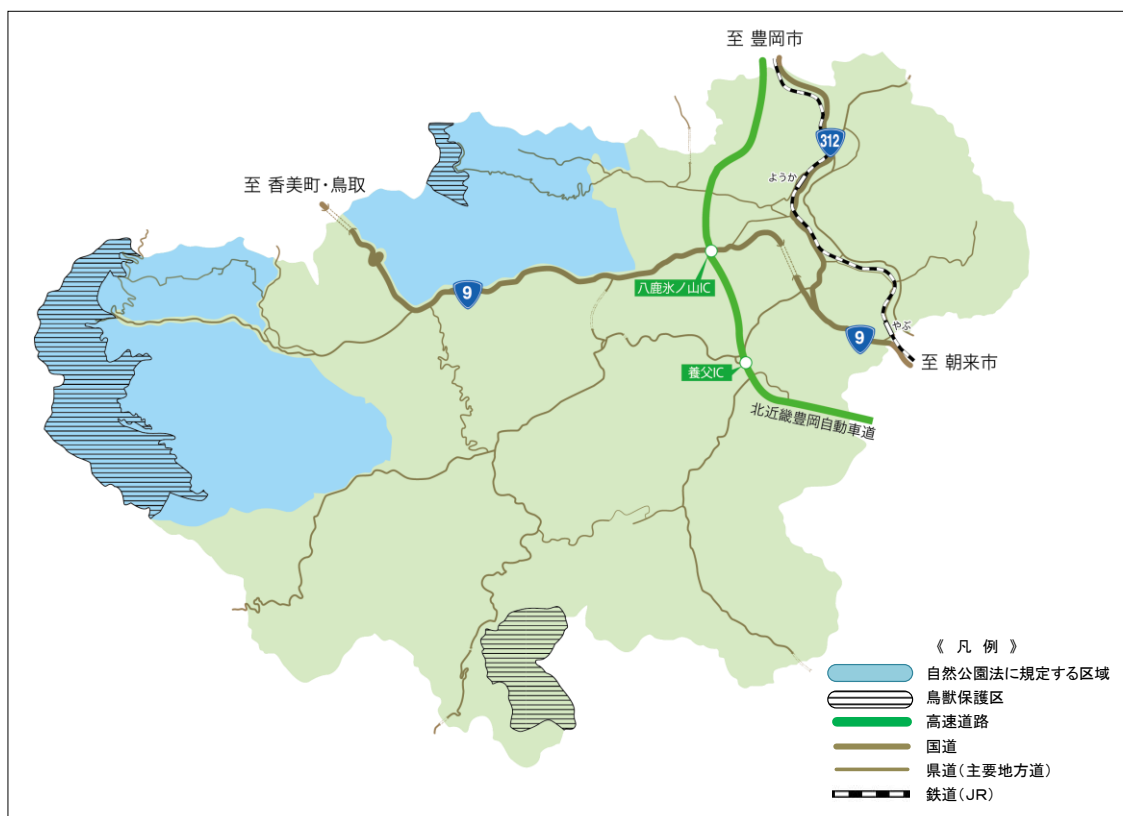
本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地は存在しない。

環境保全上重要な地域

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
- ・自然公園法に規定する自然公園区域（氷ノ山後山那岐山国立公園）
- ・自然公園法に基づき兵庫県立自然公園条例に規定する自然公園区域（但馬山岳県立自然公園）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・兵庫県レッドデータブックに掲載されている植物群落、生態系、地形、地質、自然景観

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

養父市（以下「本市」という。）は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、平成 16 年 4 月 1 日に旧養父郡 4 町（八鹿町、養父町、大屋町、関宮町）が合併して誕生した。人口 24,288 人（平成 27 年国勢調査）、面積 422.91 平方キロメートルで兵庫県の 5%、但馬地域の 20% を占める広大な土地を有する。市内には、一級河川円山川が南東から北東の方向に流れ、その支流の八木川に沿って八鹿・関宮地域が、大屋川に沿って養父・大屋地域が位置する。

本市は、市域の大部分を山林が占めるため、可住地面積は市域の約16%にとどまるが、県下最高峰の氷ノ山や鉢伏山、ハチ高原、若杉高原など山岳高原地帯があり自然環境に恵まれている。

気候は日本海側気候で、冬季は積雪もあり、1年を通じて寒暖の差が大きいのが特徴である。これらの自然条件が水量豊富な清流・地下水を育み、湧水に強く、年間を通じた水需要に対応することを可能としている。さらに地震に対するリスクは、平成25年から約30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が比較的 low（防災科学技術研究所の地震ハザードマップによる）、災害リスクの少ない地域となっている。

【インフラの整備状況】

① 交通体系

市内には、京都市と山陰地方を結ぶ国道 9 号が東西に、姫路方面と山陰方面を結ぶ国道 312 号が南北に 2 路線の国道が走っており、これらを主要地方道の県道や市道が補完している。また高規格幹線道路として北近畿豊岡自動車道（和田山八鹿道路）が開通したことにより、近畿自動車道敦賀線、播但連絡道路等と連携した広域道路ネットワークが形成され、大阪市内まで約 2 時間、神戸市内まで約 1 時間 30 分と大幅に交通アクセスが向上した。

鉄道は、JR 山陰本線が円山川に沿って通っており、八鹿駅、養父駅の 2 つの駅がある。鉄道の役割は、市内移動というより市外への広域的な交通手段としての性格が強く、京阪神（大阪、京都、神戸）及び山陰地方（鳥取）への所要時間はそれぞれ 2 時間となる。

空港は、本市の北約 10 km には但馬空港（コウノトリ但馬空港）があり、大阪国際空港（伊丹空港）まで約 35 分で結ばれている。

② 産業基盤の整備

本市は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（農村産業法）による工場用地（養父市大藪地区 約 7 ヘクタール）、兵庫県の産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例による工場立地促進地区（養父市南部地区 約 2.3 ヘクタール、養父市大藪地区 7.4 ヘクタール）を確保するとともに、民間所有の遊休施設・土地を企業誘致候補地として情報提供する情報サイトを設けており、企業の要望に沿った規模の物件を即座で紹介できる体制を整備している。

③ 教育機関

本市には、兵庫県立八鹿高等学校（自然科学コース、普通コース）と兵庫県立但馬農業高等学校（みのりと食科、総合畜産科）の 2 校があり、両校とも地元企業に多くの就職者を輩出する貴重な人材供給源であり、地域社会の発展向上、地域農林畜産業の後継育成といった大きな役割を担っている。また本市には、商工業系の高等学校や専門学校はないものの、近隣の豊岡市や朝来市の高等学校等へ通学している状況であり、これらの機関で専

門的な技術や知識を習得した卒業生らが、本市においても就職し活躍している。

④ 情報環境

本市では、インターネットの高速、大容量化に対応する市内全域の光ファイバー敷設事業を完了しており事業環境の充実を図っている。

【産業構造】

本市の平成 28 年度市内総生産額（名目）は約 790 億円で、基幹産業である第 1 次産業は 2.6%、第 2 次産業は 18.7%、第 3 次産業は 77.9%と製造業や観光業が主力となっている。
※各数値は兵庫県市町民経済計算による。

第 1 次産業は農業が主体で、水稻を中心に野菜、花き等の生産があり、有機農業や環境に配慮した農法（紙マルチ栽培、コウノトリ育む農法など）、牛ふんの堆肥の使用など持続可能な循環型農法を積極的に推進しており、「おおや高原のほうれん草」は、全国農林水産祭において天皇杯を受賞した。この他にも「轟大根」「蛇紋岩米」「朝倉山椒」「にんにく」など農産物のブランド化への取組を行っている。畜産業は、日本を代表するブランド牛である「但馬牛」（神戸牛、松阪牛の素牛にもなる）の生産地でもあり、市内には但馬牛の取引が行われる家畜市場が設置されており、但馬地域の全ての牛が集まる。ブロイラーについても、兵庫県下で生産される 25%余りを生産するなど畜産業が盛んである。その他農業用器具製造業や不動産業など異業種の企業や事業者が空地や遊休施設などを活用し、施設内で植物の生育環境を制御し、環境及び生産のモニタリングを基礎として生育予測を行うことにより、野菜等の周年・計画生産が可能な植物工場として農業参入することが増えている。

第 2 次産業における製造業の事業所数（平成 29 年工業統計による。以下各数値同じ）は 63 事業所、平均従業者数は約 27 人と大半が中小・零細企業である。製造業全体の製造品出荷額等は約 47,426 百万円であり、業種別の製造品出荷額等の額及び割合は、生産用機械器具製造業の 4,370 百万円（9.2%）が最も高く、次いで食料品製造業が 3,539 百万円（7.5%）、金属製品製造業が 2,776 百万円（5.9%）、窯業・土石製品製造業が 1,724 百万円（3.6%）となっており、この 4 業種が製造業全体の約 3 割を占めている。

第 3 次産業では、兵庫県下最高峰の氷ノ山を中心に、スキーやスノーボード等アウトドアスポーツや合宿活動の拠点として位置付けられ、広域的な宿泊型観光地となっている。また、国の天然記念物に指定されている巨木「樽見の大桜（県下最大のエドヒガン桜・樹齢 1000 年以上、別名 仙桜）」、「能座のヒダリマキガヤ（カヤの珍種・樹齢 800 年・同種のカヤは日本に 4 箇所のみ）」を始め、口大屋の大アベマキといった樹齢 500 年～1000 年を超える大木古木、日本の滝 100 選、森林浴の森日本 100 選に選ばれる落差 98m の名瀑「天滝」その他文化財・歴史遺産・近代化産業遺産など幅広い年齢層に対する多くの観光資源を有し、平成 29 年度の総入込客数（兵庫県観光動態調査による）は約 1,238 千人に達する。

これら本市の産業構造を踏まえ、養父市第 2 次総合計画並びに地方創生総合戦略「まち・ひと・しごと・ふるさと養父市総合戦略」において、『農業』と『観光』と『ものづくり（地域特性を活かした産業の創出・育成）』を市が重点的に取り組む施策の一つとしている。

【人口分布の状況】

平成 27 年国勢調査による本市の人口は 24,288 人、世帯数は 8,713 世帯で 5 年前と比較していずれも減少傾向にある。本市の人口ピラミッドは、老年人口と団塊の世代以上を中心とする高年層の割合が高く、生産年齢人口は年齢が若いほど少なくなる傾向にある。特に 20 歳

前後の人口が極端に少なく、その世代の5年前と比較すると、進学等で流出している傾向が明確に現れている。人口の長期的推移については、昭和40年(1965年)～平成7年(1995年)は年率△0.77%、平成7年(1995年)～平成17年(2005年)は年率△0.95%、直近の平成17年(2005年)～平成27年(2015年)では年率△1.42%と、人口減少が加速している。

また、昭和40年(1965年)～平成27年(2015年)の50年間で65歳以上人口の比率である高齢化率が3倍以上に伸びる一方で、15歳未満人口の比率である年少人口率が半減している。

本市の0～14歳の年少人口は、他の年齢階層に比べて減少率が大きくなっている。15～64歳の生産年齢人口は、総人口の減少をやや上回る減少を続けており、65歳以上の老年人口は、一貫して増え続け、人口構成比は36.1%にまで拡大している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、農業を主要な産業として位置付けており、中山間地域における農業の再生モデルを構築するため、国家戦略特別区域法による『中山間地農業』の改革拠点として区域指定を受けた。この地域優位性を活用し、集約的農業生産、農産物の高付加価値化、植物工場、6次産業化、規格外農産物や農産物の非可食部分などを活用したバイオマス産業、農業ICTなど革新的農業の促進等に取り組み、農業分野のさらなる振興を図る。

また本市は、魅力ある山岳高原や近代化産業遺産・歴史文化遺産等の観光施設、自然環境を活かしたスポーツ施設など、幅広い年齢層に対応する魅力ある観光資源を多く有している。加えて日本遺産等の登録や国際的なスポーツ大会の実施により、国内及び訪日外国人観光客の増加による消費活動の促進を目指し、当該観光・スポーツ分野での産業集積を進め、地域の優位性を高めることにより、地域経済を活性化させる。

さらに製造業においては、生産用機械器具製造業、食料品製造業及び電気機械器具製造業など高度な技術を有する企業が集積しており、それら企業が核となり既存企業との連携・協力を図ることでの産業の集積を進めるとともに、農業・観光分野とのバリューチェーンを構築するため、成長ものづくり分野での集積効果をさらに発揮させる。

このように、成長性の高いこれら3分野での新産業を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用創出と地域経済の循環による活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件当たり平均5,380万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.47倍の波及効果を与え、促進区域で4億円の付加価値額を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の承認事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値額	—	400百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による承認事業件数	—	5件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、5,380万円（兵庫県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成28年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 本促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2%以上増加すること。
- ② 本促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1%以上増加すること。
- ③ 本促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

該当なし

（２）区域設定の理由

該当なし

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 養父市の但馬牛や朝倉山椒等の特産品を活用した農業分野
- ② 養父市の山岳高原や天滝等の自然体験型観光施設、近代化産業遺産・歴史文化遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野
- ③ 養父市の生産用機械器具製造業、食料品製造業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

(2) 選定の理由

- ① 養父市の但馬牛や朝倉山椒等の特産品を活用した農業分野

本市では、稲作、畑作、畜産業など古くから多様な農業が盛んであることから、農業を主要な産業として位置付けている。当地域は中山間地域であるがゆえ農業、林業の付加価値額は 558 百万円と大規模農業地域と比較して決して高い数値ではないが、RESAS の稼ぐ力分析によると特化係数（付加価値額）5.65、特化係数（労働生産性）2.39、特化係数（従業者数）1.80 といずれも全国と同産業の比率と比較し高い数値を有する。

本市は日本を代表するブランド牛「但馬牛」の生産地であり、農業産出額は約 9 億円（但馬地域で第 2 位）と有数の産地である。また但馬牛以外にも、棘のないサンショウとして有名な「朝倉山椒」は、本市が発祥の地であり、兵庫県内での出荷量の約 43%（朝倉山椒以外も含むサンショウ全体としては約 20%）を占めるなど本市の代表とする特産品である。

このような状況の中、本市では地域産業の活性化に向け、民間事業者との連携による農業の構造改革を進めることにより、耕作放棄地の再生、農産物・食品の高付加価値化等の革新的農業を実践し、輸出も可能となる新たな農業のモデルを構築するため、国家戦略特別区域法の中山間地農業の改革拠点として『農業特区』の指定を受けたところである。農業特区では企業等が農業に取り組みやすい環境を整えるため、農業委員会と市との事務分担【農地流動化の促進】、農業生産法人の要件緩和（全国展開済み）【6次産業化の推進】、農家レストランの農用地区域内設置容認【6次産業化の推進】、農業への信用保証制度の適用（全国展開済み）【資金調達の円滑化】及び企業等による農地取得の特例【6次産業化の推進】の規制緩和を実施した。これら農業特区による規制緩和により、現在、株式会社東海近畿クボタ、オリックス株式会社、ヤンマーアグリイノベーション株式会社、株式会社トーヨーエネルギーファーム、兵庫ナカバヤシ株式会社など計 13 企業が農業参入し、遊休地の利活用や施設園芸などの集約的農業生産、農産物の高付加価値化などによる高収益で通年稼働が可能な植物工場の立地、農林業者が生産だけでなく加工・販売等も行う 6次産業化、規格外農産物や農産物の非可食部分などを活用したバイオマス産業、農業 ICT など、農業を主軸とした事業に取り組んでいる。

また本市ではインキュベーション機能を有する「6次産業化支援センター」を整備し、6次産業化や農商工連携などの相談や活動の場の提供などを行い、域内全体の農産物の付加価値向上を図っている。

さらに本市では地域ブランドとして確立している農産物も多いことから販路開拓に力を注いでおり、地域商社としての役割をもつ地域公共会社「やぶパートナーズ株式会社」

(本市が全額出資)による支援や見本市・販路開拓に対する補助金などにより、「朝倉山椒」は海外からの高い評価を集め、これまでイタリア・ミラノ、フランス・パリ、イギリス・ロンドン、アイルランド及びUAE・ドバイに輸出を行っており、近年、市内農産物を利用した加工品群も国内市場にとどまらず海外市場への展開も増えつつある。

本市の農業分野等における施策については、養父市第2次総合計画においては「新規参入や後継が可能な農林業の仕組みづくり」に、地方創生総合戦略においては「攻めの農業と6次産業化・産業連携のチャレンジ」に取り組むこととしており、引き続き、農業分野の振興を図っていく。

② 養父市の山岳高原や天滝等の自然体験型観光施設、近代化産業遺産・歴史文化遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野

本市の総観光入込客数は、1,238千人(平成29年兵庫県観光客動態調査より)で、但馬地域の総観光入込客数の約12%を占め、平成21年(2009年)から平成29年(2017年)で年率4.21%と増加傾向にある。

中でも県下最高峰氷ノ山をはじめとする山岳高原や天滝などの自然体験型観光施設には、新緑のハイキング、自然学校、1,000m級の山々から飛び立ち上空を散策するパラグライダー、そして冬にはスキーリゾートなど一年を通じて観光客が多く訪問し、本市の総観光入込客数の41.8%を占める。その代表であるスキー産業は、関西屈指のスキー場として4施設(氷ノ山国際スキー場、ハチ高原スキー場、ハイパーボウル東鉢、若杉高原大屋スキー場)を有し、冬季期間における入場者は266千人と関西に所在するスキー場25施設の総入場者数の約2割を占めている。また2019年にラグビーワールドカップ、2020年に東京オリンピック・パラリンピックと国際的なスポーツイベントが日本で開催される中、2021年には生涯スポーツの国際総合競技大会である「ワールドマスターズゲームズ(以下「2021WMG」という。)」が関西で開催され、本市では優れた自然環境と魅力ある山岳高原地が認められ、オリエンテーリング競技(ロングディスタンス)の開催地に決定した。今後、本市には欧米を中心とした多くの外国人の来訪が期待されるが、2021WMG終了後も継続した来訪者の増加を目指し、インバウンド基盤整備事業・誘客事業を展開していく予定である。

近代化産業遺産では、本市は、かつて日本一のスズの鉱量を誇っていた明延鉱山(昭和62年閉山)とアンチモンの産出量で日本一を誇っていた中瀬鉱山(昭和44年閉山)を有しており、平成29年4月には明延鉱山と中瀬鉱山に関するストーリーが鉱山遺跡としては初めて日本遺産の認定を受けた。

また、同年7月には、養蚕を発達させた三階建農家主屋群を特徴とする養父市大屋町大杉地区が国の重要伝統建造物群保存地区として、「山村・養蚕集落」という分類では全国4地区目、西日本では初めての指定を受け、これらの認定により観光入込客数は増えており、平成29年には対前年比48.0%(本市調べ)の増となっている。

また歴史文化遺産では、本市は豊かな自然と風土を背景に個性豊かな歴史と文化を育んできており、国指定文化財10件、県指定文化財49件と数多くの文化財を有している。特に名草神社は、本殿、拝殿、三重塔と国指定文化財が3棟も立ち並んでおり、北近畿地方を代表する歴史文化遺産となっている。

以上のように本市では魅力ある観光資源を多く有するが、それらは市内各地に点在し

ており、これら観光資源を多面的・有機的に結び付け、二次交通の未発達な現状を改善するため、「定額観光タクシー事業」や国家戦略特区の規制緩和（道路運送法の特例）を活用した「自家用自動車による旅客運送事業」による交通環境を整備した。また、観光施設の運営から戦略的集客マーケティングなど多角的にアプローチするため「養父市版DMO推進事業（現在は、大屋地区限定。以後、市内全域に拡大予定）」の観光戦略に取り組んでいるところであり、今後も積極的な観光・スポーツ分野での産業集積を進め、地域の優位性を高め、地域経済の活性化に繋げる。

③ 養父市の生産用機械器具製造業、食料品製造業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

RESASによると本市における生産用機械器具製造業の付加価値額は、1,955.37百万円と市内製造業において最も多く、また但馬地域経済圏（構成市：本市・豊岡市・朝来市・香美町・新温泉町）においては、「人口あたりの事業所数」「1事業所あたりの製造品出荷額等」「1事業所あたりの付加価値額」はいずれも第1位である。

食料品製造業は、市内における付加価値額が1,133.98百万円と2番目に多く、事業所数は最も多い。市内農産物を活用した加工品群では、ふるさと名品オブ・ザ・イヤー「まちの逸品賞」最優秀賞の受賞や、経済産業省「The Wonder500TM」で日本が誇るべき優れた地域産品に選ばれるなど、高度な製造技術を有する企業がある。今後「①養父市の但馬牛や朝倉山椒等の特産品を活用した農業分野」と「②養父市の山岳高原や天滝等の自然体験型観光施設、近代化産業遺産・歴史文化遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野」での地域経済牽引事業者との連携により、土産品や特産品開発、販路拡大など効果的なバリューチェーンを形成し、他地域に対する優位性を高める。

電気機械器具製造業は、付加価値額の特化係数が15を超えており、市を代表する分野である。また従業者数でも最も多くの雇用（製造業全体の20.4%）があり、「1事業所あたりの常用従業者数」では兵庫県下第1位である。

本市に立地している企業のうち、株式会社NEOMAX 近畿では、現在実用化されている中で最強の磁石「ネオジウム磁石」を開発し、製造及び販売を手がけている。この磁石は、携帯電話、エアコンを始めとした家電製品、工場や車両等のモーター、医療用等、世界中で使用されている。兵庫ナカバヤシ株式会社は、印刷、合冊製本、修理製本、軸装といった分野で大きな支持を受けており、合冊製本分野においては、国内最高の処理能力を有している。株式会社上杉輸送機製作所では、ハンドトラック、ワークテナー等の製造を行っており、国内で50%以上のシェアを有する。八鹿鉄工株式会社では、農業機械、除雪機をはじめとした分野で新製品の研究開発・製造を一貫して行っている。日の出通商株式会社は食酢で有名であるが、地産農作物の活用を図るべく農業者との連携を行う企業である。これらの企業においては、それぞれの分野で大きなシェアを持つとともに、海外においても需要が高いものもある。

このように本市は中小企業が大部分を占めているものの、これらの国内有数の高度な技術を有する企業が集積しており、それら企業が核となりその他関連産業や既存企業との連携・協力を図ることで産業集積のさらなる高度化を進める。

養父市企業等振興奨励制度では、企業立地の促進と市内事業者の事業拡大を支援するため、投下固定資産や一定数以上の雇用従業員を要件とする指定事業者、並びに工場等の

新增設、設備投資や販路開拓に対し補助金を交付しているが、平成 29 年度交付実績ベースで 67 件（対前年比 19.64%増）、補助交付額 38,644 千円（対前年比 25.4%増）を支援するなど設備投資の増加が顕著であり、ものづくり産業は、今後も地域経済を牽引する中核的な産業分野といえる。また交通アクセスの向上により、さらなる広範な分野からの企業進出が期待できるため、新規・既存企業間連携、農商工・産学官連携などにより、これらの企業が、より密接で重厚な連携を図っていく。

養父市第 2 次総合計画においては「地域の特性を活かした産業の創出・育成」「地域産業を振興する情報・交通網の整備」、また地方創生総合戦略においては「産業連携の強化（農・食・健康関連産業のバリューチェーンの形成）」「企業立地の促進と規模拡大・第 2 創業などがんばる事業者の支援」に取り組んでいくこととしており、ものづくり産業を本市の地域経済を牽引する産業として位置付け、ものづくり産業が抱える課題や市場等に対応し、さらに働き方改革等を進めることで労働生産性の向上を図る施策を展開することとしている。

以上のことから、生産用機械器具製造業、食料品製造業、電気機械器具製造業等関連分野の産業集積を更に充実させ、連携を深めながら、稼ぐ力と雇用創出を高めることにより、地域経済の活性化を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

本市の地域の特性を活かし、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減免措置

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例による優遇制度の充実を図る。

② 地方創生関係施策

平成 31 年度以降、地方創生推進交付金を活用し、①養父市の但馬牛や朝倉山椒等の特産品を活用した農業分野 ②養父市の山岳高原や天滝等の自然体験型観光施設、近代化産業遺産・歴史文化遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ分野 ③養父市の生産用機械器具製造業、食料品製造業、電気機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり産業分野において、設備投資支援等による事業環境整備や販路開拓の強化等の支援を実施する予定

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① オープンデータの推進

オープンデータ化の取組は、民間サービスの創出が期待できることから、本市では、推進に向けた庁内の体制やデータ作成にかかるルール作りを進めるとともに、国の策定するガイドラインや民間ニーズ調査等にも留意して、市が保有する各種行政情報等のオープンデータ化と、その利用促進に積極的に取り組んでいく。

② 非識別加工情報の提供

民間事業者には非識別加工情報を提供する仕組みを検討する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

養父市商工観光課において、事業者からの事業環境の提案に対応するためのワンストップ窓口を設置する。

また、兵庫県産業労働部内に事業者が抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 企業立地促進に係る優遇措置

市内に新しく立地する企業や既存の事業者が事業拡大又は創業・第二創業を行う場合、設備投資及び雇用に対する補助金や低利融資などにより支援する。

② 企業連携に係る支援

市内の「地域資源^{※1}」や「経営資源^{※2}」を活用し、中小企業者、農林漁業者らが他の中小企業者、農林漁業者、大学等が連携し、商品、技術、サービスの開発や高付加価値化、地域における新たな産業創出などの取組を支援する。

※1「地域資源」とは、主に市内の資源（農水産物、観光施設や有形・無形文化財、もしくは資源として相当程度認識されているもの）をいう。

※2「経営資源」とは、事業者所有の設備、独自の技術、個人の有する知識及び技能その他ビジネスノウハウ、知的財産等をいう。

③ 観光拠点施設への主要アクセス道路の整備

「広域的地域活性化基盤整備計画」と連携し、山陰海岸ジオパーク圏域における周遊観光を促進する観光拠点施設への主要アクセス道路の整備を推進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度 (初年度)	平成 31 年度から 平成 34 年度まで	平成 35 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減免措置	運用	運用	運用
② 地方創生関係施策	—	検討～運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① オープンデータの推進	—	二次利用可能データの抽出、データ提供の整備～提供(運用)	データ提供（運用）
② 非識別加工情報の提供	—	導入時期の検討、データ提供の検討・整備	データ提供の検討・整備～運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口での対応	随時	随時	随時
【その他】			
① 企業立地促進に係る優遇措置	運用	運用	運用
② 企業連携に係る支援	運用	運用	運用
③ 観光拠点施設への主要アクセス道路の整備	実施	供用	供用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、兵庫県が設置する公益財団法人ひょうご産業活性化センター、兵庫県立工業技術センター、養父市商工会等の支援機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、本市及び兵庫県では、これら支援機関の多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人ひょうご産業活性化センター

中小企業支援の総合的プラットフォームとしての役割を果たすため、中小企業の創業・連携の支援、経営強化の支援、事業推進の支援などを行う。

創業・連携の支援として、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット」による販路開拓・資金調達支援や「ひょうご農商工連携ファンド事業」による中小企業者と農林漁業者との新商品開発支援、助成金・無利子貸付等による起業家支援に加え、「下請企業の取引振興の支援」のため受注機会の拡大に資する「取引商談会」の開催、「下請かけこみ寺」等による「苦情紛争処理」を行っている。

経営強化の支援として、中小企業診断士等による「総合窓口相談」等の経営相談や経営専門家の派遣に加え、「よろず支援拠点」のサテライト相談所機能の拡充により、中小企業の多様な経営課題の解決を支援する。

また、新たな受注獲得や技術革新等企業の成長及び経営の安定化に不可欠な中小企業の設備投資の促進を図るため、「設備貸与事業」を行っている。

さらに、産業団地、工場適地等の情報提供による立地支援、及び海外販路開拓や生産拠点設立など中小企業の海外ビジネス展開支援を行っている。

② 兵庫県立工業技術センター

県立工業技術センターにおいては、中小企業のものづくり基盤技術の向上を図るため、技術相談や技術研究開発支援、技術者育成等に取り組んでいる。

当センターではこうした取組を積極的に進めるため、保有する機器の利用を企業に開放

し、企業の技術者が機器を操作して分析、評価を行うことで問題解決や新製品の開発を支援する。

保有機器の開放以外にも、中小企業の技術開発ニーズに加え、兵庫県の基盤産業の基盤的技術ニーズに対応した企業、大学等との連携により、プロジェクト型の技術開発を支援する。

③ 兵庫県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校

県立ものづくり大学校姫路職業能力開発校においては、ものづくりの基盤技術分野を支える新たな人材を育成するための実践的なカリキュラム（資格取得・技能検定・技術向上のための訓練、現場人材のためのものづくり基礎理論・学科研修、企業等の中堅技術者間の交流講座等）を実施し、技術・技能の継承やものづくり現場を支える人材育成・供給などを支援する。

④ 兵庫ものづくり支援センター但馬

ものづくり支援センター但馬において、技術コーディネーターによる技術相談・指導、機器の開放利用、先端機器の操作講習など支援する。

⑤ 養父市商工会

養父市商工会では、経営革新・経営改善・経営向上に意欲のある中小企業に対して経営専門家を派遣するなどの事業に取り組んでいる。

また、経営知識を培った創業者及び後継者の育成、持続可能な事業展開を支援するため、「創業・第二創業塾」「経営セミナー」「個別相談会」を開催するなど、市内中小企業者に対し伴走型支援を行う。

⑥ 市内金融機関（株式会社但馬銀行、但馬信用金庫）

経営革新等支援機関として、中小企業・小規模事業者の経営改善に係る事業計画書の策定や創業支援等を行う。また事業者の立地や投資に関する情報交換を本市と行い、事業者への事業用地や支援施策等を提供することでスムーズな事業化を支援する。

⑦ たじま農業協同組合

本市と連携し、消費者ニーズに応えるブランド製品の生産拡大を推進する。また、農産物のブランディングや高付加価値化に取り組むとともに、地域全体で農地を高度利用する先進的な取組を支援し、競争力のある産地を育成する。

⑧ 一般社団法人やぶ市観光協会

本市の観光振興をすすめるため、養父市シティプロモーション事業として、各種イベントの実施や宣伝活動を行っている。このような活動を民間事業者と連携することで観光分野における取組を積極的に支援する。

⑨ 雇用・就労等関係機関（公共職業安定所、南但雇用開発協会）

立地を検討する企業や規模拡大する既存企業に対し、公共職業安定所や南但雇用開発協会などの関係機関と連携し、人材や労働力に関する情報提供を行う。

また、若年者の地元定着を目的として、大学卒業者やUターン者を対象とした就職面接会、市内教育機関と高校生を対象とした地元産業の紹介や企業 PR 又は雇用セミナーに取り組み、雇用の安定と労働力の確保を行う。

⑩ やぶパートナーズ株式会社

本市が全額出資する地域公共会社「やぶパートナーズ株式会社」は、自治体では出来ない大胆な地域振興策と域外へのビジネス展開による地域活性化と地域雇用を図っており、

農業事業や特産品の企画開発事業、デザイン事業など幅広い事業展開を行っている。また、地域商社としての側面も持ち、国内外への販路開拓を行うなど、創業から事業展開まで切れ目ないサポートを行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

さらに、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、本計画は公園計画との整合を図り、兵庫県の自然環境部局との調整を行ったうえで策定したものであり、国立公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際には事前に地方環境事務所と調整を図ることとする。

(2) 安全な住民生活の保全

1 安全な市民生活の確保

兵庫県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより県民、地縁団体等、事業者がともに連携し地域の絆を一層強め、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしを実現するため、平成18年4月に「地域安全まちづくり条例」を施行したところである。この条例の趣旨を踏まえ、企業立地を通じた地域の産業集積によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないようにするため、住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備

道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯灯、防犯カメラ、街路灯等を設置する。

道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保する。

② 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル等の緊急通報装置を設置するほか、防犯マニュアルの策定、防犯設備の点検整備を実施する。

③ 防犯責任者の設置

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯マニュアルの整備、定期的な防犯訓練を実施する等防犯体制を整備する。

④ 警察への通報体制の整備

犯罪や交通事故等が発生した場合の通報体制を整備する。

⑤ 地域住民等と連携した防犯ボランティア活動の実施

青色回転灯を整備した自主防犯活動自動車（いわゆる「青色防犯パトロールカー」）による防犯活動等、地域住民や関係機関と連携した防犯ボランティア活動へ参加・協力する。

⑥ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

また、地域経済牽引事業にかかる施設整備の検討にあたっては、所轄の警察署と協議を行い、街灯の設置などの防犯対策を図るとともに、歩行者の安全な通行のための歩道設置、信号機設置、駐車禁止対策等の安全対策を図る。

なお、地域経済牽引事業にかかる施設整備にあたっては、歩行者の安全確保のための出入り口の制限、路上駐車対策としての敷地内駐車設備の設置等、それらの履行を通じて住民生活の安全確保を図る。

今後とも、上記の事業を実施していくとともに、兵庫県警察本部、所轄の警察署等と連携を図りながら、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図っていく。

2 地域犯罪抑止力の向上

本市では、地域の犯罪抑止力を高めていくため、子供の登下校時を見守るために各学校に配置されているスクールガードや住民主体の地域での防犯活動組織と警察署・学校等関係機関と連携を深め、犯罪の防止と発生時の被害の軽減や早期解決に向けて広報誌や防災行政無線等の媒体を活用した広報・啓発活動の推進や自治会単位での住民のつながりを基盤にした防犯活動の推進を図っていく。

(3) その他

毎年度の終了後、学識経験者、商工業者の代表、住民代表で構成する「養父市企業等審議会」を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成 35 年度末日とする。